



田辺市「電子請求システム」概要について

～市と事業者様の利便性向上及び市内部事務の業務効率化～

■ 電子請求システムの概要

1 電子請求システムの概要

地域社会全体のデジタル化に寄与する取組みとして、田辺市は令和8年3月より、株式会社インフォーマートが提供する電子請求システム「BtoBプラットフォーム請求書」を導入します。これにより、市と事業者様が取引する請求書の電子化対応を行い、業務負荷の軽減やDX 対応を行うものとしします。

2 電子請求システムの開始時期

令和8年3月23日より順次、電子取引を開始いたします。

3 対象となる取引

BtoBプラットフォームのご利用を承諾いただいた事業者様が対象となります。

4 サービスの利用所属

田辺市の各部署(課・室単位)が本システムを利用します(田辺市立小中学校、一部事務組合は除きます)。

5 事業者様の費用について

田辺市より招待された事業者様の利用料金は、請求書の基本サービスを無料でご利用いただけます。ただし、一部オプションサービス(拡張機能)をご利用の際は、別途費用が発生します。
※既に有料プランでお申込みの事業者様は除く。

■ 【重要】 電子請求システム <取引開始までの流れ>

ステップ
1

説明会ご参加／動画視聴

説明会にご参加、もしくは説明会動画をご視聴いただきます。

説明会動画URLは田辺市のHPよりご視聴をお願いいたします。
掲載日：説明会終了後に掲載予定

ステップ
2

電子請求システムの
操作マニュアル入手

説明会終了後、田辺市のHPにBtoBプラットフォームの操作マニュアルを掲載予定です。
ダウンロードをお願いいたします。

ステップ
3

田辺市からの
仮ID圧着ハガキを受領

【郵送日】

- ・3月6日(金)以降、田辺市より事業者の皆様へ圧着ハガキを郵送予定です。
- ・3月10日(火)以降、事業者様に到着予定です。

【登録期限】

- ・3月17日(火)までに招待ハガキの対応をお願いいたします。
- ・3月13日(金)以降、圧着ハガキが届かない場合は、田辺市担当までお問合せ下さい。

ステップ
4

田辺市と繋がる電子請求システムの
ログインIDと初期設定

田辺市からの圧着ハガキを受領しましたら

BtoBプラットフォームの初期設定をお願いします。

<初期設定>ログインIDとパスワード／会社情報／代表者職／・代表者氏名 などの
貴社情報の設定 ※設定方法は、別途初期設定マニュアルを確認ください。



電子請求システム(BtoBプラットフォーム) 運営会社概要について

会社名	株式会社インフォーマート(東証プライム市場:2492)
代表者	代表取締役社長 木村 慎
本社所在地	東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング13階
営業所	・札幌営業所(北海道札幌市)・名古屋営業所(愛知県名古屋市) ・西日本営業所(大阪府大阪市)・福岡営業所(福岡県福岡市) ・沖縄営業所(沖縄県那覇市)・三軒茶屋ラボ(東京都世田谷区)
設立	1998年(平成10年)2月13日
資本金	32億1,251万円(令和7年9月末現在)
事業内容	BtoB(企業間電子商取引)プラットフォームの運営
子会社	株式会社Restartz株式会社タノム
従業員数(連結)	809名(連結)、782名(単体)(令和7年9月末現在)
URL	https://www.infomart.co.jp/



「BtoBプラットフォーム」が
目指す世界を動画
[https://www.infomart.co.jp/
movie/](https://www.infomart.co.jp/movie/)



「BtoBプラットフォーム」 サービス概要



BtoBプラットフォームサービスについて

1 BtoBプラットフォームとは

株式会社インフォーマットが提供する「BtoBプラットフォーム」は、見積・契約・発注・納品・検収・請求の電子取引をワンストップ・デジタル化するクラウドサービスです。取引にかかる業務を大幅に改善し、ペーパーレス化を実現するシステムです。また、「電子帳簿保存法」・令和5年10月1日に導入された「デジタルインボイスの標準規格(適格請求書等保存方式)」にも対応しています。

2 ご準備いただくもの

本サービスは、インターネット接続可能なパソコンだけで利用いただくことができます。その他のハード機器の設置やソフトウェアのインストールは不要です。



【対応OS、ブラウザ】

[Windows]
IE11, Edge, Chrome, Firefox

[MacOS]
Safari, Chrome, Firefox
その他推奨環境につきましては以下のURLをご確認ください。
https://www.infomart.co.jp/guide/function_f.asp

■ 新たな法的要件の認証について

1 電子帳簿保存法に対応

「BtoBプラットフォーム請求書」は、電子帳簿保存法第10条の法的要件を満たすサービスとして、JIIMA(公益社団法人日本文書情報マネジメント協会)が認証する「電子取引ソフト法的要件認証制度」を取得しています。その為、事業者様の皆様も安心してご利用いただけます。



令和3年改正法令基準



令和3年改正法令基準

2 電子インボイスに対応

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されました。

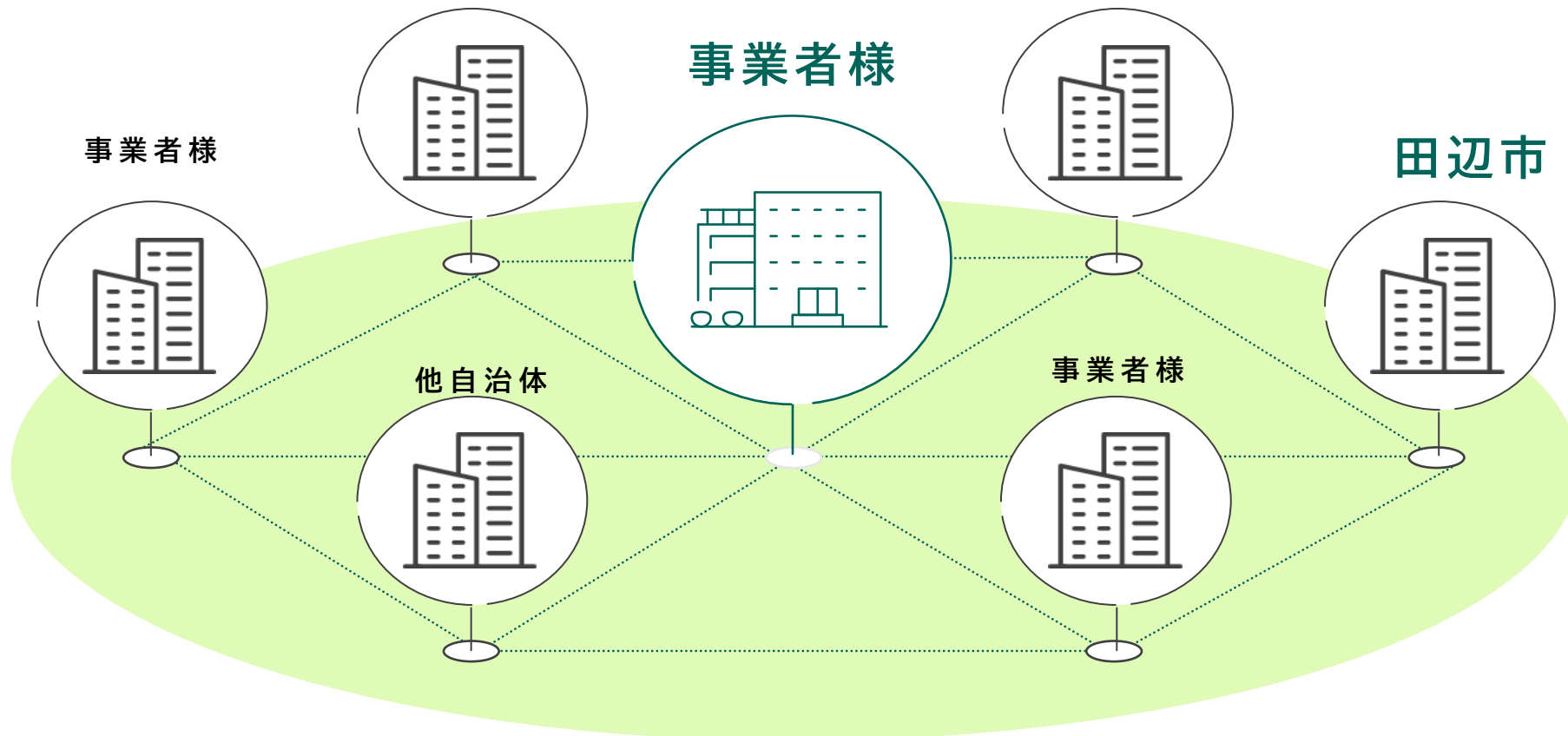
民間事業者様が発行する請求書・納品書に対して、課税事業者様であることを区別する登録番号と税率(10%、8%など)ごとの合計金額記載が必要になります。BtoBプラットフォーム請求書は、電子インボイスに対応しています。

御請求書		2018年 06月分		出力日: 2018年08月17日		承認日: 2018年08月08日	
株式会社インフォダイニング 御中		株式会社インフォダイニング		請求金額		2018年07月31日	
下記の通り御請求申し上げます。		期末日		2018年06月30日		請求金額	
御請求額	¥153,100	消費税	¥13,100	請求金額	¥153,100	(10%対象)	¥104,500
金額	¥140,000	(10%対象)	¥95,000	(10%対象)	¥95,000	(8%対象)	¥37,000
	(8%対象)	¥35,000	(旧税率対象)	¥16,600			
	(旧税率対象)	¥15,000					
取引先コード	取引先名	金額	消費税	請求金額	税率		
InfoHost	株式会社インフォダイニング	¥120,000	¥11,200	¥131,200	10%		
		10%対象	¥80,000	¥8,000	¥88,000		
		8%対象	¥32,400	¥2,592	¥34,992		
		旧税率	¥13,800	¥1,111	¥15,000		
InfoHostGuest	株式会社インフォダイニング 大門口	¥20,000	¥1,900	¥21,900	10%		
		10%対象	¥15,000	¥1,500	¥16,500		
		8%対象	¥1,852	¥148	¥2,000		
		旧税率	¥1,482	¥118	¥1,600		

■ BtoBプラットフォームIDの汎用性について

BtoBプラットフォームIDが1つあれば、
同システム導入済の事業者様・自治体等で取引できます。

BtoBプラットフォームIDの汎用性



BtoBプラットフォーム請求書_取引全体図

1 BtoBプラットフォーム 請求書

令和8年3月23日から随時、事業者が発行する請求書より電子取引をおこないます。

事業者は、BtoBプラットフォーム請求書フォームに必要情報を入力し、市の各部署宛に請求書を発行します。



1 機能 一部抜粋

- インターネット接続可能なPCで利用可能
- 請求書の作成機能(画面入力・一括アップロード作成)
- 請求書以外のファイルを添付する機能
- 取引先の請求書確認状況の可視化(開封・未開封等)
- 請求書未開封の取引先への催促メール送信機能
- 請求書不備による差戻機能
- 発行済請求書を複製(コピー)して作成する機能
- 発行済請求書の検索・閲覧機能
- 発行済請求書のデータ出力(CSV・PDF)機能
- 請求書の電子保管(10年間)

2 メリット

- 請求書の即日発行～受取で大幅な時間短縮
- 請求書不備による差戻し～即日再発行
- 印刷・封入・発送業務もなくなり時間短縮。郵送コスト軽減
- 発行済請求書をさまざまな条件を指定して検索・閲覧
- 請求書の発行履歴(作成担当者の履歴確認)
- 電子帳簿保存法のデータ保存に関する要件を満たし改ざん防止
- インボイス制度(適格請求書保存方式)に対応
- 10年電子保管でペーパーレス化
- BtoBプラットフォームを導入している他自治体・民間事業者様との取引に転用が可能

取引先事業者様からよくある質問

カテゴリ	質問	回答
制度 ・ 運用	●すべての業者が対象ですか？	■田辺市とお取引のある事業者様が対象となります。
	●市への請求書は、今後、本サービスによる電子請求書にしなければならないのですか？	■従来の方法(紙)による請求書受領も引き続き行いますが、電子取引を推奨しておりますのでご協力の程よろしくをお願いします。
	●既に契約・発注済みの取引に関する請求書は対象でしょうか？	■既に契約・発注済みの取引に関する請求書も対象です。 令和8年3月23日から随時、事業者様のご都合に合わせて開始してください。
	●電子請求書の開始にあたり、不要(省略)となる書類はありますか？	■電子請求書システムの導入は、請求書の提出(発行)方法が変更となるものです。必要な書類等は従来のとおりで変更はありません。
	●請求書の日付はどのように記載されますか？	■BtoBプラットフォームで請求書を発行した日が表記されます。差戻しを受けて再発行した場合は、再発行した日が表記されます。
	●市へ発行した請求書は、庁内の全ての部署が閲覧・確認できますか？	■発行先部署(取引)のみが閲覧・確認可能となります。発行先部署に誤りがないようにお願いします。

取引先事業者様からよくある質問

区分	質問	回答
制度 ・ 運用	●納品書・完了報告書などの添付資料は、郵送になりますか？	■BtoBプラットフォーム請求書で作成する請求書に添付が可能です。 詳細は、BtoBプラットフォーム請求書画面をご覧ください。
	●今まで請求書とともに同封してきた明細や伝票などは今後も添付資料として必要ですか？	■BtoBプラットフォーム請求書では、請求書に明細情報を表現可能です。 添付ではなくシステムへご入力をお願いいたします。
操作 ・ 機能	●事業者様に本システム利用料などの費用は発生しますか？	■田辺市より招待された事業者様の利用料金は、請求書の基本サービスを無料でご利用いただけます。ただし、一部オプションサービス(拡張機能)をご利用の際は、別途費用が発生します。※既に有料プランでお申込みの事業者様は除く。 (1)個別作成:手入力による作成(田辺市へ発行)上限なく無料 (2)一括作成:アップロードによる作成は月10通まで無料 ※通数の定義は、請求書おもてを1通としてカウント (3)請求書明細行数:請求書1通あたり1,000明細行まで無料 【別途有料オプション】 上記(2)(3)の上限数を超える場合や、システム連携を行う場合は、別途費用または有料プランのお申込みが必要です。 システム運営会社に問合せください
	●発行先の請求書確認状況を知る方法がありますか？	■市側の請求書受領後の状況は、事業者様のBtoBプラットフォーム画面_発行済一覧よりステータス状況を確認することができます。
	●概要資料やシステムの操作マニュアル入手方法を教えてください。	■市HPから各資料をダウンロードできます。

1 お問い合わせ:田辺市

- (1) 本件に関するお問い合わせ
- (2) 電子請求システムの運用に関するお問い合わせ

担当部署	田辺市 企画部 情報政策課 情報政策係
TEL	0739-26-9917

1 お問い合わせ: 株式会社インフォマート

- (3) BtoBプラットフォーム初期設定・操作に関するお問い合わせ
- ※平日(土・日・祝日を除く)10:00~12:00、13:00~17:00

担当	株式会社インフォマート サポートセンター
TEL	0120-982-153